

介護支援専門員の資格の更新と介護支援専門員の研修

平成18年4月から介護保険制度改正に伴い、介護支援専門員の資質の確保・向上を図るため、資格の更新制度が導入されています。

1. 介護支援専門員の登録について

介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修課程を修了した者は、都道府県知事に対して介護支援専門員登録申請をし、介護支援専門員資格登録簿に登録することができます（欠格事由に該当する者を除く）。

2. 介護支援専門員証の交付について

介護支援専門員として業務に就くためには、都道府県知事に対して介護支援専門員証交付申請をして、介護支援専門員証（有効期間5年）の交付を受けなければなりません。

ただし、経過措置により、平成18年3月までに都道府県知事から交付された介護支援専門員登録証明書は、新番号通知及び介護支援専門員登録証明書の有効期間の通知に記載されている有効期間まで介護支援専門員証とみなすことができます。

区分	登録証明書の作成日	経過措置による有効期間満了日 (介護支援専門員証とみなされる期間)
1	平成12年4月1日から 平成14年3月31日までの場合	平成20年4月1日から平成21年3月31日 までの間において当該登録証明書が作成され た日に応答する日
2	平成14年4月1日から 平成16年3月31日までの場合	平成21年4月1日から平成22年3月31日 までの間において当該登録証明書が作成され た日に応答する日
3	平成16年4月1日から 平成18年3月31日までの場合	平成22年4月1日から平成23年3月31日 までの間において当該登録証明書が作成され た日に応答する日

平成18年3月末までに高知県に登録されている介護支援専門員の場合

登録証明書作成年月日	経過措置による有効期間満了日
平成12年10月17日	平成20年10月17日
平成13年2月25日	平成21年2月25日
平成13年3月4日	平成21年3月4日
平成14年3月10日	平成21年3月10日
平成15年3月9日	平成22年3月9日
平成16年2月29日	平成22年3月1日
平成16年3月11日	平成22年3月11日
平成17年2月18日	平成23年2月18日
平成17年3月11日	平成23年3月11日
平成18年2月19日	平成23年2月19日
平成18年2月25日	平成23年2月25日

3. 介護支援専門員証の更新制度について

介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、更新研修を修了しなければなりません。介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者が受講できます。

対象者	研修内容等
介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての業務に従事していない者（実務非従事者）	実務研修と同一内容 44時間以上
介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての業務に従事している者又は従事していた者（実務従事者）	○1回目更新 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同一内容 53時間以上 ○2回目更新 専門研修課程Ⅱと同一内容 20時間以上

※ 実務従事者で、有効期間中に介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ（2回目以降の更新の場合は介護支援専門員専門研修課程Ⅱ）を修了した者は、更新研修の受講を免除されます。

※ 更新研修を修了していない場合、介護支援専門員証は失効しますが、介護支援専門員の登録は削除（抹消）されません。この場合、介護支援専門員再研修（実務研修と同一内容）を修了することにより、再度、介護支援専門員証の交付を受けることができます。

4. 更新研修に相当する研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）の受講について

現任者を対象としているため、毎年度、介護支援専門員の配置が義務付けられている介護保険サービス指定事業所・施設へ研修案内を送付しますので、実務経験に応じた研修を受講してください。

なお、平成15年度から平成17年度までに「介護支援専門員現任研修事業の実施について」（平成12年9月19日老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく受講修了者については、それぞれの研修修了区分に応じて平成18年度以降の研修の全部又は一部が免除されます（初回限り）。

研修修了区分 (平成15～17年度修了研修)	受講免除となる研修
現任研修 基礎研修課程Ⅰ 修了者	介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（全部免除）
現任研修 基礎研修課程Ⅱ 修了者	介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（全部免除）
現任研修 専門研修課程 修了者	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（一部免除）

6. 介護支援専門員研修について

	研修名	対象者	研修時間	備考
①	介護支援専門員実務研修	試験合格者	4 4 時間以上	
②	介護支援専門員実務従事者 基礎研修	就業後 1 年未満	3 3 時間程度	
	介護支援専門員専門員専門 研修	* 現任者		
	③ 専門研修課程 I	就業後 6 ヶ月以上	3 3 時間以上	
	④ 専門研修課程 II	就業後 3 年以上	2 0 時間以上	
⑤	介護支援専門員更新研修	介護支援専門員証が 1 年以 内に満了する者		
		実務経験なし	4 4 時間以上	研修①と 同一内容
		実務経験あり		
		初回更新	5 3 時間以上	研修③ + ④と同一 内容
		2 回目以降の更新	2 0 時間以上	研修④と 同一内容
⑥	介護支援専門員再研修	介護支援専門員証の有効期 間満了し、新たに介護支 援専門員証の交付を受けよ うとする者	4 4 時間以上	研修①と 同一内容
⑦	主任介護支援専門員研修	高知県主任介護支援専門員 研修実施要綱のとおり	6 4 時間以上	

高知県主任介護支援専門員研修実施要綱

1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、高知県（以下「県」という。）とする。

3 事業委託

この事業の一部を社会福祉法人高知県社会福祉協議会に委託するものとする。

4 研修対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

具体的には、以下の（１）から（４）のいずれかに該当し、かつ、（別添３）「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は（別添５）「介護支援専門員更新研修実施要綱」の３の（３）に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

- （１） 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- （２） 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して３年（３６ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- （３） 施行規則第１４０条の５２第２号のハに規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- （４） その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める以下の者。
 - ① ７年以上の兼務期間で（専任期間含む）、主たる業務が介護支援専門員であり、地域包括支援センター等と協力し介護支援専門員への研修・指導等にあたっている者、及び、介護支援専門員研修実施機関等の講師等指導者として経験がある者等で、県が適当と認める者。

5 研修受講者

県は、４の研修対象者であり、受講申込みがあった者の中から、県が別に定める選考基準により研修受講者を決定する。